

令和 7 年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託 業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

中津市北部小学校区には現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、3支援単位の放課後児童クラブがあるところ、今般、新たに4支援単位目となる民設民営の放課後児童クラブを創設するため、その運営及び開設準備について、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの提案を受け、当該業務委託の履行に最も適した受託候補者を選定することを目的として公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容等

（1）委託業務名

令和 7 年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託

（2）業務内容

令和 7 年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）業務実施施設（借家）の概要

仕様書別紙（1）のとおり。

（4）契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで。以降は単年度単位で児童クラブの運営に係る契約更新の可能性あるが、契約金額は子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準じたものとなる予定であるため留意すること。

3 提案限度額

25,884,000円（非課税事業）

（内訳）令和 7 年度業務分 12,600,000円以内

令和 8 年度業務分 13,284,000円以内

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。なお、想定される支出額の規模の内訳は次に示すとおりであるが、受託者が実際に支出する際の内訳や費目についてはこの限りでなく、本業務の実施に直接必要な経費に限り幅広に対象とするものとす

る。

令和7年度業務		令和8年度業務	
費目	金額	費目	金額
リフォーム	7,363,991円	人件費等運営費	10,724,000円
敷金	300,000円	家賃	1,200,000円
礼金	600,000円	光熱水費	360,000円
家賃（R8.3月分）	100,000円	備品等購入費	1,000,000円
仲介手数料	110,000円		
備品購入等運営費	4,126,009円		
計	12,600,000円	計	13,284,000円

4 選定スケジュール（予定）

- ① 募集開始 令和7年7月 1日（火）
- ② 質問の受付期間 令和7年7月15日（火）17時まで
- ③ 質問に対する回答期限 令和7年7月18日（金）
- ④ 参加申込書の提出締切 令和7年7月24日（木）必着
- ⑤ 参加資格確認結果の通知 令和7年7月28日（月）
- ⑥ 施設見学会 令和7年7月30日（水）10時～（予定）
※希望がある場合のみ
- ⑦ 提案書等の提出締切 令和7年8月13日（水）17時必着
- ⑧ 選定委員会（プレゼン） 令和7年8月18日（月）@中津市役所本庁
- ⑨ 結果の公表 令和7年8月21日（木）頃
- ⑩ 契約の締結 令和7年9月中

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。
- (7) 過去 3 年以内に、放課後児童健全育成事業やそれに類する事業を運営した実績のある法人格を有する者 (社会福祉法人、学校法人、株式会社等)。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている者であること。

6 実施要領等の配布について

(1) 配布期間

令和 7 年 7 月 1 日 (火) ~ 同月 24 日 (木)

(2) 配布方法

本市ホームページからダウンロード

7 質問の受付について

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日 (火) ~ 同年 7 月 15 日 (火) 17:00

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書 (様式第 7 号) に必要事項を記入のうえ、事務局へ電子メールにて提出すること。電子メール送信後、事務局へ電話による送信確認をすること。

(3) 回答

質問への回答は、令和 7 年 7 月 18 日 (金) までに質問者へ、随時個別に回答するものとする。ただし、質問の内容が企画提案書等の作成作業を進めるうえで影響を及ぼすと判断されるものは、本市ホームページ上で公開するものとする。なお、そのような回答については、実施要領または仕様書の追加または修正とみなすものとする。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある質問 (参加業者数・参加業者名・評価委員等) は受付けない。

8 参加申し込み方法

(1) 必要書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（様式第 2 号）
：法人概要の分かるパンフレット等があれば添付すること
- ③ 参加資格確認書（様式第 3 号）
- ④ 事業実績書（様式第 4 号）
：令和 4 年度～6 年度の 3 年間分の事業実績を記載したうえ契約書等の
証拠書類のうち主なものの写しを添付すること
- ⑤ 事業実施体制（様式第 5 号）
：配置予定の事業責任者、担当者を記載すること
- ⑥ 履歴事項全部証明書
：法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
（発行後 3 か月以内のもの）
- ⑦ 納税証明書
：国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書
- ⑧ 印鑑証明書
：発行後 3 か月以内のもの
- ⑨ 委任状（任意様式）
：支店等を代理人とする場合

(2) 提出方法

令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時までに、直接持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用し、必着とする）により事務局へ提出すること。

(3) 辞退表明

参加申込書の提出後に参加の辞退を表明する場合は、速やかに事務局へ連絡し、指示に従うこと（なお、辞退表明により来年度以降に同事業のプロポーザルを行う場合において不利になることはない）。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第 6 号）
：記載内容については、本実施要領 9 (2) イを参照すること。
- ② 見積書（任意様式）
：金額は年度ごとに記載し、それぞれ積算根拠を詳細に記載すること。

(2) 企画提案書の書式等

ア 企画提案書の様式（2 頁目以降を任意様式とする場合）

- ・ 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすることを原則とする。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。
- ・ 企画提案書は目次及びページ番号を付すこと。なおページ数に制限は定めない。

イ 企画提案書の記載内容

- ・ 令和7年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託業者選定委員会 評価基準（以下、「評価基準」という。）に示す「評価の視点」に留意したうえで、以下の①～⑭の項目を記載すること。
 - ①資本規模や経営方針、会社の沿革等、事業者の安定性について。本市基準条例や契約内容、国の運営指針等についての理解について。
 - ②放課後児童健全育成事業やそれに類する事業の実績及びその経験を本市で生かすことについて
 - ③応募の理由及び放課後児童健全育成事業の実施意欲について
 - ④適切な遊びや生活の場の提供について。学校の屋内・外運動場等学校施設を活用した具体的な放課後の過ごし方について。
 - ⑤学校やその他関連機関、保護者、近隣との連携について。
 - ⑥業務責任者や担当者の配置及び指揮命令系統について（様式第5号参照）
 - ⑦クラブ職員の具体的な賃金水準、人数配置、人材育成及び人材確保について。職員の欠員に対応する本部の応援体制について。
 - ⑧市への報告書類等の事務作業の執行体制について
 - ⑨児童虐待や各種ハラスメントの防止対策について
 - ⑩業務上横領や委託料の水増し請求等の不正の防止対策について
 - ⑪クラブ運営に関する苦情対応体制及び利用者からの意見反映体制について
 - ⑫災害、児童の怪我、健康管理への対応体制について
 - ⑬個人情報の取扱いに係る規定等について
 - ⑭その他上記に限らず、本市にとって有益な独自の取組について

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出方法

直接持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用する

こと)により提出すること。

(5) 提出期間

令和7年8月13日(木)17時までに必着とする。

なお、提出期間内であれば、再提出(差替え含む)は可能とする。なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

10 選定委員会(プレゼンテーション)について

(1) 実施日

令和7年8月18日(月)9:30から(予定)

実施の詳細については、選定委員会の参加事業者にとって連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する中津市役所本庁会議室の实地にて行うことを原則とする。事情によりWeb会議システム等を用いてオンラインで実施する場合は、参加者が主催すること。

(3) 実施時間

1者につき、プレゼンテーション30分以内(入場・準備時間は除く)、質疑応答15分程度とする。ただし、選定委員会の参加事業者数に応じて、実施時間を変更することがある。

(4) 実施内容

資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの出席者は、説明者1名、補助者2名の計3名以内とすること。

(5) 実施順序

プレゼンテーションの実施順序は本市において指定する。

(6) 会場設営

会場設営(50型モニター、電源、HDMIケーブル等機器の設置を含む)については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。また、事前に機器の確認を希望する場合、予め本市に連絡をすること。

(7) 留意事項

プレゼンテーションには、原則として本業務を受託した際に担当となる予定の者を参加させること。

11 評価方法及び評価基準

評価基準のとおり。

1 2 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の方法により本市の職員及び本市の関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合。
- (2) 提出された見積額が提案上限額を超過している場合。
- (3) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) プレゼンテーションの時間に遅れた場合。
- (6) その他（提出された書類が次の各号のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。）
 - ア 指定の様式に適合しない場合（様式の指定がある場合）。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

1 3 選定結果の通知について

- (1) 選定結果は、選定委員会の参加事業者に対し、企画提案書（様式第6号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和7年8月21日（木）頃に通知する。また、追って本市ホームページにも選定結果を公表する。
- (2) 選定結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

1 4 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権者と契約締結の交渉を行い、契約内容を決定する。なお、交渉の結果合意に至らなかった時は、その次に評価の高かった者と契約締結の交渉を行う。なお、契約の締結にあたっては、別添の案の内容の覚書の締結も併せて行うものとする。

(2) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、仕様書及び契約書に従い支払うものとする。

(3) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

1 5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル実施に係る手続開始日から受託者の選定が終了するまでの間、選定委員会委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 提出期間中に参加申込書が到達しなかった場合には、企画提案書の提出はできない。
- (3) 本件プロポーザル参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は提案者の選定及び受託者の選定の用以外に参加者に無断で使用することはない。
- (6) 参加申込書及び企画提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (7) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (8) 参加申込書または企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書または企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止や損害賠償請求等を行うことがある。
- (9) 本業務は借家を活用した業務であるため、借家所有者と優先交渉権者との間で物件の契約等に係る協議を行い、協議が整わない場合には契約を締結しないものとする。なお、優先交渉権者として選定される以前に市職員の立会い無くして借家所有者に問合せ等することは禁止とする。

1 6 問い合わせ及び書類提出先（事務局）

中津市健康福祉部子育て支援課（担当：前田）

住 所：〒871－8501

大分県中津市豊田町14番地3

電 話：0979－33－7026

FAX：0979－24－7522

メール：maeda.masashi【@】city.nakatsu.lg.jp

＜別添＞

令和7年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務 委託契約締結に関する覚書（案）

中津市（以下「甲」という。）及び〇〇法人（以下「乙」という。）は、〇年〇月〇日に締結した「令和7年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託契約」（以下「原契約」という。）に関し、下記のとおり合意する。

記

（賃貸権の譲渡）

第1条 乙が放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営を中止するときは、乙が賃借し児童クラブの運営を行っている施設（以下「運営施設」という。）について、あらかじめ運営施設の賃貸人（以下「賃貸人」という。）の承諾を得たうえ、甲の求めに応じてその賃貸権を甲に無償譲渡するものとする。

（運営施設に係る敷金の返還）

第2条 乙が賃貸人から敷金の返還を受けた時は、その返還額と同額を甲に返還するものとする。

（運営施設の管理について）

第3条 乙は運営施設を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、児童クラブの運営に係る運営施設の損傷等については乙が速やかに修復するものとする。なお、入所中の児童の過失により運営施設が損傷等の被害を受けた場合においても、当該児童の保護者に修復費用を請求する等したうえで、乙が速やかに施設の修復を行うものとする。

（運営施設の原状回復に係る費用負担について）

第4条 乙が児童クラブの運営を中止した時に、原状回復に要する費用のうち敷金の額を上回る金額について賃貸人から請求された時は、乙がその請求された費用を負担するものとする。

（備品類の処分）

第5条 原契約により乙が整備した備品類のうち、児童クラブの運営を中止する時点において、令和5年4月1日付けこども家庭庁告示第9号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」で定める処分制限期間を過ぎていないものについては、乙が甲へ無償譲渡するものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項については、原契約が適用されるものとする。

以上

以上、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

(甲) 大分県中津市豊田町14番地3
中津市長 奥塚 正典

(乙) ○○法人
理事長 ○○ ○○